

乗松委員提出資料

第 4 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 4 月 26 日)

平成 22 年 4 月 26 日
福岡県建築都市部建築指導課長
乗松昭一郎

「建築基準法の見直しに関する検討会」意見

◆はじめに

1. 検討にあたっての基本認識等

建築基準法の見直しにあたり、その内容は、建築基準法の存在意義に関わるような根幹的な内容にかかるレベルから、基準そのものの内容、確認・検査等の制度に関わる細かな内容のレベルまで、非常に多岐にわたると考えられるが、本検討会に至る経過等を考慮し、平成 17 年 11 月に発覚した構造計算書偽装問題を端緒とした制度改正の検証と、当該制度改正の内容ではないが、確認・検査の厳格化のなかで顕在化した建築基準法を取り巻く課題への対応を意識した、制度の見直しということに絞り込んで意見を述べる。

構造計算書偽装問題の再発を防止し、建築物の安全を確保するためには、構造計算適合性判定機関によるピアチェック等制度の大枠は維持されるべきと考えており、今回は、平成 21 年 10 月から 11 月に実施された意見聴取の結果等を踏まえながら、「建築確認手続き等の運用改善」に引き続き、実施すべき改善へ向けた検討ととらえている。

- 建築基準法は「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的としており、建築物に関する最低限の基準を定めるとともに、当該基準が守られるよう、資格者（建築士）の関与（設計・監理）を前提としつつ、確認・検査等の制度を定めている。
- 改正建築基準法施行（平成 19 年 6 月 20 日）後の建築確認申請の停滞等の混乱は、情報不足等に基づく建築確認・検査の厳格化への過剰反応という面が大きく、円滑化への取り組み等も功を奏し、その後の状況は、沈静化しており、ピアチェック等の制度改正の基本的枠組みについて変更を要するとは認識していない。

2. 検討にあたっての視点

① 建築基準法に基づく確認・検査等は、法が定める最低限の基準に適合しない建築物を出現させないという「目的」達成のための「手段・方法」に過ぎないが、建築確認・検査等手続きの厳格化を意識しすぎたために、手続きそのものが目的化したような状況があるのではないか。

○ 建築にあたって、それぞれの自由に任せておいて支障がなければ、最低基準を定める必要はないし、保険制度等市場に任せておいて最低基準が守られるのであれば、法で規制する必要はない。

建築士等の資格者の設計・監理に任せておいて支障がなければ、建築主事等による適合性チェック（確認）は必要ない。

完成した建築物そのものが基準に適合していればよいので、工事完了時のチェック（完了検査）だけで構わないのであれば、計画の事前チェック（建築確認）は必要ない。

○ 建築確認の厳格化のなかで、建築確認の時点で当該計画に適用される全ての建築基準に適合することを確認することとされ、建築確認が書面審査であることから、確認申請図書に明示すべき事項が細かく規定された。

○ どちらであっても基準に適合していることが明らかな内容に関する不整合事項の修正や、明示すべき事項が明示されているか否かのみの単純チェックを行うような状況も。

○ 中間検査において、基準に適合していることは現地で確認できていながら、変更確認が必要な変更があったために合格証の交付は保留され、変更確認ができるまで工事が止まる状況も。

- ② 建築生産の実態としては、計画から工事完成に至る様々な場面で、大小の計画変更がなされることがほとんどと思われ、また、建築計画の細部が工事中に決定されていくようなことも多いと思われる。

これらに係る基準適合のチェックについて、確認・検査の制度と建築生産実態との調整を図る必要があるのではないか。

- 建築確認後の計画変更については、規則で定める軽微な変更該当する場合を除き、変更確認を受けた後でなければ、当該変更工事に着手することができない。
- 計画変更に係る建築確認制度は、平成 10 年の建築基準法改正により始まり、規則で定める軽微な変更は、何度か改正されており、今回の「建築確認手続き等の運用改善」においても変更緩和されている。
- 建築生産における計画変更の実態からすると、平成 10 年改正の建築基準法施行(平成 11 年)当時から変更確認制度の厳格な運用は難しく、確認現場においては、制度の趣旨を踏まえつつ、建築主に無用な負担をかけることの無いよう、柔軟な運用を行ってきたが、確認・検査の厳格化のなかで、課題として顕在化したものと考えている。
- 建築確認の厳格化により、基準に関わる内容を全て確認申請図書に明示すべきこととされたため、当初の建築確認申請時点で、計画細部についてまで(仮にでも)決定しておく必要が出てきた。

◆テーマへの意見

1. 構造計算適合性判定制度の対象範囲について

構造計算計画適合性判定制度の対象範囲については、基本的には、現段階で見直す必要は無いと考えている。

ただし、エキスパンションジョイント等で構造上分離された建築物にかかる構造計算適合性判定の要否において、一部不合理な点があり、この改善を希望する。

- 福岡県の構造計算適合性判定機関における平成 21 年度の判定状況をみても、判定することができない通知を行うことなく適合通知を行ったものは、事前相談での調整を経た 54 棟（約 8%）のみであり、他は何らかの指摘を受けており、構造計算書偽装問題の再発を防止し、建築物の安全を確保するためには、構造計算適合性判定制度の範囲を変更する状況にはない考える。
- 実審査の日数は平均 1 週間以内で、追加説明等の期間を合わせても平均 20 日以内という状況で、構造計算適合性判定に係る日数は短くなってきており、今回の運用改善で並行審査が可能となり、いっそうの短縮が期待され、手数料も含め、建築物の安全確保のコストとしてはやむを得ないものと認識している。
- 現在のところ、構造一級建築士の関与した物件だからといって必ずしも指摘事項が無いということではなく、もう少し経過を見ていく必要があると認識している。
- エキスパンションジョイント等で構造上分離された建築物にかかる構造計算適合性判定の合理化
 - ・政令第 81 条第 4 項の規定に基づき、二つ以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、構造計算上別棟とみなされる。
 - ・法第 20 条では、エキスパンションジョイント等で構造上分離された建築物について別棟とする規定がないため、一つの建築物として扱われる。
 - ・構造計算適合性判定の必要性の有無の判定は、法第 20 条によるた

め、全体としての判断となり、仮に一方が単独では構造計算を必要としないような小規模な建築物であっても、他の一方が構造計算適合性判定を必要とする規模構造の場合、当該小規模な一方も含めて構造計算適合性判定を求める必要がある。

- ・一方、この場合とは逆に、法第 86 条の 7 の緩和規定を適用して既存不適格建築物に増築しようとする場合は、法第 20 条の規定の適用を受けないため、当該増築部分が通常構造計算適合性判定を必要とするような規模構造のものであっても構造計算適合性判定が不要となる。

2. 建築確認審査に係る法定期間について

建築確認審査に係る法定期間は、行政庁の建築主事にのみ適用があるが、建築確認審査の内容が現在の状況のままであれば、現行の法定期間が必要。

また、仮に 4 号確認に係る特例が廃止されるようなことになれば、4 号確認に係る法定期間 7 日は厳しい。

- 指定確認検査機関には建築確認審査に係る法定期間の適用はなく、申請者との契約事項。
- 指定確認検査機関による建築確認が多くを占める状況にあり（福岡県で約 7 割）、全体の期間短縮効果は乏しい。また、総体的には、指定確認検査機関による確認より建築主事による確認の方が審査期間は長い。
- 建築確認・検査の厳格化によって、建築確認審査にける審査の内容は細かくなっており、整合性の審査等も含め、従来よりも審査に手間がかかる状況。

3. 厳罰化について

特に意見なし

4. その他

(提案 1)

確認後の計画変更について、検査時でのチェックを基本とし、それではどうしても問題があるというものについてのみ変更確認を義務化し、他は選択制とすることを検討する。

- 建築確認後の計画変更については、変更確認が不要な「軽微な変更」について規則で定義されおり、確認・検査の厳格化以降、取り扱いの緩和について要望の多い点だが、度々改正され、わかりにくくなっている。

- 今回、「次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」とされたことから、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなであっても変更確認が必要な場合を限定し、それ以外のものについては軽微な変更とし、事前確認を必要とする計画変更を大胆に削ることを検討する。

軽微な変更に係る適合性の判断は建築士が担い、検査時のリスクを考慮して事前の変更確認申請も選択できるようにすることも併せて検討してはどうか。

(提案 2)

エキスパンションジョイント等で構造上分離された建築物について、法第 20 条段階で、構造規定上別の建築物として取り扱えるようにする。

- 前述の構造計算適合性判定対象の判定に加え、既存不適格建築物の増築等に係る緩和の取り扱いや構造計算の要不要等、建築確認の現場における合理的な説明が難しい内容であり、取り扱いの緩和を望む声も多い。

- ・ 既存不適格建築物の増築等に係る緩和の取り扱い

構造規定に関しての既存不適格建築物について、エキスパンションジョイント等で構造上分離して増築等しようとする場合、既存部分が昭和 56 年以降の新耐震基準に適合していれば、既存部分の面積の $1/2$ まで増改築が可能だが、 $1/2$ を超える場合は既存部分を現行基準に適合させなければならない。→ 既存部分の状況にかかわらず増改築が可能となる。

- ・ 構造計算の必要性についても、それぞれ別個に判断可能となる。